

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 6月度)

- 1 日 時 令和4年6月1日(水)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時02分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 8 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度6月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を道淵会長職務代理者の主唱により、皆様をお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
であります。

□議長 (会長) また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
であります。

□議長 (会長) 本日は、松原委員から少し遅れるとの報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上出委員、西塚委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、相対設定分と中間管理機構分を合わせました総合計で——件、筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件5件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、5件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地(氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は更地になっている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。
なお、こちらは更地にする前は建物が建っており、違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が畑、現地は畑として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第3種農地です。

番号5、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は愛知県**——番地（氏名**）、

氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が雑種地、現地は雑種地となっている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件5件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件5件につきまして、番号1番から番号4番までの4件は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る番号5番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

また、番号1番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件5件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いたします。

（**委員） 番号5番ですが、もう埋め立ててあるのですか。

(事務局) 埋めてあるというか田んぼではなくて雑種地になっています。課税も雑種地でされています。

□議長 (会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長 (会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長 (会長) 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地 (氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在妻と子どもの3人で園地内に居住しているが、子どもの成長や家財道具の増加により手狭になってきた。申請地は現在の住居の隣地であり、生活環境も変わらず、交通の利便性も良いことから生活するのに最適地であるとのこと。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人夫婦は、令和*年*月に入籍したが、2人はそれぞれ実家暮らしであり、結婚後に住む家がないため、住居を建築したいが、夫の両親に子育ての協力をしてもらうこと、将来的には親の介護に迅速に対応するため、夫の実家から近いことが望ましいとのことです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） この指針については、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、策定しているものでして、改選毎に見直しを行うものではありませんが、適宜行うのが望ましいことから、今回見直しを行うものです。

引き続き、改正内容について説明。

説明は以上ですが、本総会の開会に先立ちまして、農政振興委員会を開催し、協議していただきましたので、その結果について、委員長から報告をしていただきます。

（委員長報告） 総会に先立ちまして開催しました農政振興委員会での協議結果について、ご報告いたします。

第4号議題について事務局より説明を受け、慎重審議を行いました。まずこの指針ですが、平成25年9月の国の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、今後10年間で担い手への農地集積率を8割にするとされたことに合わせて、目標年度が令和5年度に設定されています。この集積率だけ見ましても、現在全国で58.0%に留まっており、

富山県でも66.5%、氷見市においては県内ワーストの48.0%という状況にあります。

また、このほど市の最上位計画である第9次氷見市総合計画が策定され、その中で5年後、令和8年度の集積目標を60%する考え方が示され、「富山県農業・農村振興計画」の中でも10年後の令和13年度に80%とする、いわゆる先延ばしが行われたところです。

こうしたことから、農業委員会の憲法とも言われる指針における農地集積の考え方が、市と不一致の状態は好ましくなく、市の最上位計画という重みを考えますと、市の考え方に沿った指針である必要があると言えます。

よって、今回提案された原案のとおり、改正されることが望ましいという意見で一致しましたことを、ここにご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

□議長（会長） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきましてご説明いたします。

今回、非農地認定の申請が1件、**自治会から出ております。集団一括的、地域ぐるみで所有者——人分、——筆の申請が出てきております。

先般**月**日の農振除外、農地転用の現地調査の際に**委員、**推進委員、**推進委員の3名と事務局にて現地確認をしたところ一帯が山林となっている状況でした。このことから、非農地であると判断いたしました。

位置図ですが、太枠で囲ってある部分がすでに山林化している状況でして、この中で所有者がわかっている場所について今回申請があったものです。

20年以上農地以外のものとして利用されているということで、非農地であると判断しました。そして、**月**日付けで非農地通知書を交付しましたことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

（**委員） 前回の総会で、非農地化すると集積率に貢献できるよという話がありました。それは間違いないですか。

（事務局） はい。今ここの地目が農地になっているので、農地でなくなることで単純に分母が減る。減ると集積率が上がることになります。良い意味で集積率が上がるわけではないですけど。

（**委員） ここは、国の補助をもらって植林をしたいという時に農地ではだめだよということで、非農地化を働きかけたという趣旨です。集積率にまでつながるとは考えていませんでした。

（事務局） このようなケースがこれまで個人ではありましたが、地域ぐるみでというのは今回が初めてになります。もう1箇所、現在動いているところがあります。

（**委員） 非農地になっていると思っていたのが農地のままで、税金だけ山林になっていたケースがあるんですけど。

（事務局） 課税の方は現況で判断するという形ですね。

（事務局） 今の集積率のことで補足させてください。

今言ったとおり、非農地判断をすればわれわれが管理している農家台帳の中の農地の面積は減っていくのは事実です。ところが、現在の48.0%の集積率、農林畜産課のほうで算定しているのですが、この分母になっている耕地面積が農家台帳の積み上げ面積ではないんです。全国すべて同じ出し方になってまして、年度末に統計結果として耕地面積が発

表されるわけなんですけど、今回それが 3,160ha で、これが分母になって集積率を出しているわけです。そこからがんばって非農地判断した分を引ければいいんですが、来年発表される耕地面積で集積率を算定することになります。農家台帳のほうは減るんですが、市全体の集積率の出し方は決まっているので、誤差が生ずるのは仕方のないことかなと思います。

(**委員) われわれは非農地判断をどんどんやっていけばいいのですか。

(事務局) 集積率とは関係なく、氷見の場合は非農地判断を進めて、台帳上の農地の面積を減らしていく努力は大事なことだと思います。

(**委員) 個人ではなかなか減らないので、今回のような地域単位でやったほうがいいですね。

(**委員) 分母が減らないのなら非農地判断しても意味ないのではないですか。

(事務局) 非農地判断をして減らしていくのは、集積率を上げていくためにやっていくんだという捉え方をしなければ、われわれはやっていくべきだと考えています。非農地判断することで一石二鳥のように集積率が上がるのかもしれませんが、集積率を上げるためという捉え方をしないほうがいい。だったら非農地判断しないでおくかという話でもないと思います。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございます。
以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会 6 月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月1日

議 長

署名委員

署名委員
